
八峰町教育大綱

平成28年3月

八 峰 町

1. 大綱の位置付け

大綱は、地方教育行政の司式及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、また、町における最上位計画である「第2次八峰町総合振興計画（以下、総合振興計画という。）」を踏まえ、八峰町がめざす教育に関する基本目標や方針を定めるものです。

2. 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、基本目標においては平成27年度から平成36年度までの10年間、基本計画については、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。なお、必要に応じて、総合教育会議において協議・調整の上、内容を見直します。

3. 大綱の基本目標

総合振興計画における教育分野の基本目標を、大綱の基本目標として位置づけます。本町の将来像を実現するために、以下に示す項目を基本目標として設定します。

○安心して健やかに暮らせるやすらぎのまちづくり

町民の多くは、住み慣れた場所で生涯をいきいきと健やかに暮らしたいと願っています。そのため、日々の健康づくりや生きがいづくり、身近な場所で安心して受けることができる医療や保健、福祉サービス、地域ぐるみの支援体制づくりなど、誰もが安心して健やかに暮らすことができるやすらぎのまちづくりを進めます。また、心の健康づくり、自殺予防対策にも引き続き取り組みます。

【特に重点的に取り組む施策】

- ・子育て支援の充実

○彩り豊かな文化とふるさとをささえる人づくり

文化を守り、将来を担う人材を育てることは、長期的・継続的に取り組まなければならない重要な課題です。本町の地域特性を生かした個性あふれる学習を提供するなど、地域ぐるみでふるさとを支える人づくりを進めます。

また、町民一人ひとりが、心身ともに豊かな生活を送り、いきいきと暮らすことができるよう、子どもから高齢者まで、生涯を通じて自らの意志や意欲に応じた様々な学習をすることができる環境を整えます。

さらに、先人よりこの地域に受け継がれた文化財や伝統芸能などの継承を通じて、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、未来につなげるふるさとづくりを進めます。

【特に重点的に取り組む施策】

- ・ふるさと教育の推進と創意ある教育課程の編成
- ・家庭、学校、PTA、関係団体等の協働による家庭教育の充実
- ・生涯学習活動の支援

- ・ 芸術・文化の振興及び伝統文化・芸能の保存と継承
- ・ スポーツ団体等の強化とアスリート等の支援
- ・ 地域間交流、国際交流の推進

4. 大綱の基本計画

総合振興計画における教育分野の基本計画を、大綱の基本計画として位置づけます。

○安心して健やかに暮らせるやすらぎのまちづくり

《子育て支援の充実》

多様化するニーズや少子化社会に対応するため、幼児期の特性と発育段階に応じた教育環境の整備を推進し、就学前の保育・教育を一体と捉えた認定こども園の設置を進めます。また、幼小中連携を進め、進学時のギャップの解消に努めます。

子育て世代に対する経済的な支援を行うとともに、子育て支援センターを設置し、子育ての情報提供、相談、指導などを行います。

○ 彩り豊かな文化とふるさとをささえる人づくり

《学校教育の充実》

統合により誕生する新しい小中学校が保護者や地域の期待に応じて特色ある教育活動を展開できるよう、既存の学校も含め人的配置や施設設備など教育環境を整備します。

学校が一層保護者や地域住民に開かれ、信頼されて、さらに地域の教育力を活用した教育実践が行われるよう教育行政としての役割を果たします。

改定指導要領の趣旨が生かされ、新しい学力観に基づいた教育課程が編成されて意欲的に実践できるよう各種施策を展開します。特に、ICTの一層の活用策や英語・外国語活動の先進的な展開、さらに持続可能な社会を支える人材育成としてのふるさと教育の充実に努めます。

《家庭教育の充実》

学校、地域、関係団体等が家庭と連携・協力して家庭教育支援に取り組み、すべての保護者が充実した家庭教育を行えるような環境づくりと体制づくりを進めます。

《社会教育の充実》

社会教育行政は、学校や地域、関係団体等の連携・協働のもとで、生活課題のみならず、多様化する社会的課題や地域課題に合った学習機会の提供を行い、生涯学習社会の構築に向けて寄与していきます。

《生涯学習の促進》

生涯にわたり、自ら学び、自ら行動する生涯学習社会の構築を推進します。

《芸術・文化活動の振興と伝統文化・芸能の保存と継承》

芸術・文化関連の団体やグループ等の支援はもとより、芸術・文化関係のイベント等も積極的に支援し、地域の元気を創出するとともに文化活動による魅力ある地域づくりの創出・育成に努めます。

また、伝統文化や文化財を次代に伝える活動を支援するとともに、地域の財産として町づくりに活かす工夫に努めます。また、隠れた文化資源や近代産業遺産など、新たな文化資源の掘り起し等にも努めます。

《スポーツ・レクリエーション活動の充実》

町体育協会や総合型地域スポーツクラブ等を支援するとともに、競技スポーツの現役選手やアスリートを支援できる体制および環境づくりを推進します。

また、町民が体力、年齢、目的に応じて、楽しみながらスポーツやレクリエーションに親しむ「生涯スポーツ」の拡充を図り、町民の健康で健全な心と体の発達を促します。

《地域間交流・国際交流の推進》

ふるさと会や友好都市などとの交流を進め、地域の活性化と誇りと愛着をもてるふるさとづくりにつなげます。また、国際交流を積極的に行うとともに、グローバル化に対応した人材育成やまちづくりを進めます。